

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
【告示】 ○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 （県例規集登載） ○ 平成三十年度自衛官第二次募集（自衛官候補生） ○ 平成三十年度管理美容師資格認定講習会の指定 ○ 平成三十年度管理美容師資格認定講習会の指定 【公告】 ○ 土地改良区役員の退任及び就任届 建設業の許可の取消し 〃 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 〃 〃 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 一般競争入札の実施	農政企画課 危機管理課 生活衛生課 〃 耕地課 監理課 〃 建築指導課 〃 〃 〃 教育委員会	〃 〃<	

◎岡山県告示第二百六十七号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十九年分の補助金から適用する。

平成三十年四月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表農林水産部の部共同利用施設災害復旧事業費補助金の項中「もの。ただし、」の下に「当該災害復旧事業が」を加え、「災害で、施設の所在する市町村が被害激甚地域として農林水産大臣が告示する市町村に該当する」を「災害に係るものであつて、当該災害復旧事業に係る共同利用施設が激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十九条第二項の規定により農林水産大臣が告示する区域（以下この項において「告示区域」という。）内にある」に、「災害事業費」を「災害復旧事業費の事業費」に改め、「以内」を削り、「激甚地指定市町村」を「告示区域」に、「災害事業の」を「災害復旧事業の」に、「のうち激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下この項において「政令」という。）で定める額に相当する部分」を「が四十万円を超える場合におけるその超える部分の額」に、「の地域」を「の区域」に、「のうち政令で定める額に相当する部分」を「が四十万円を超える場合におけるその超える部分の額」に改め、同部農村地域工業等導入資金融通促進費補助金の項、中山間地域活性化資金利子補給金の項、農家負担軽減支援特別資金利子補給金の項、農業経営負担軽減支援資金利子補給金の項、認定農業者育成促進資金利子補給補助金の項及び集落営農育成促進資金利子補給金の項を削り、同部土地改良事業補助金の項中

畑地かんがい施設 等再編事業	補助基本額の五〇 パーセント以内。 ただし、一地区一 年度当たり二十万 円を限度とする。
-------------------	--

を

項中「集落基盤整備事業」を「集落基盤再編事業」に改め、同部農村活性化推進事業費補助金の項を次のように改める。

畑地かんがい施設等再編事業	補助基本額の五〇パーセント以内。 ただし、一地区一年度当たり二十万円を限度とする。
中心経営体農地集積促進事業	補助金基本額の七五パーセント（離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、七七・五パーセント）以内
中山間地域所得向上支援事業	定額又は補助基本額の五五パーセント以内
農道保全対策事業	補助基本額の五〇パーセント以内

に改め、同部農村総合整備事業補助金の

農村活性化推進事業費補助	直売所を拠点にした農村観等	市町村
1 中山間地域		
“食と農村”の		
ついては、補助対		
1の(1)及び2に		

金	
光資源の連携 による中山間 地域の活性化	
交流促進事業 (1) “食と農 村”連携支援 事業 (2) “食と農 村”磨きあげ 支援事業 2 教育ファーム 事業	象経費の二分の一 以内 1の(2)について は、補助対象経費 の二分の一（農業 用施設及び機械に あつては補助対象 経費の三分の一） 以内。ただし、一 年度につき三百万 円（農林水産部長 が別に定める場合 を除き、直売所を 除く農村観光資源 の整備にあつては 一箇所当たり百万 円）を限度とする。

表農林水産部の部有害鳥獣駆除班活動奨励補助金の項を次のように改める。

おかやまジビ エ利用促進事 業補助金	捕獲獣の有効 活用及びおか やまジビエの 需要拡大によ る鳥獣被害対 策	市町 村、食 肉処理 業者、 食肉販 売業 者、農 林業団 体等	加工品開発、販路 開拓活動等に要す る経費	補助対象経費の十 分の十（機器購入 費にあつては、二 分の一）以内。た だし、七十万円（機 器購入費にあつて は、五万円）を限 度とする。
--------------------------	---	--	-----------------------------	--

表農林水産部の部岡山県農地集積・集約化対策事業費補助金の項中

情報整備事業費補助金の項中「市町村森林所有者情報整備事業費補助金」を「市町村森林所有者情報活用推進事業費補助金」に、「市町村等」を「市町村」に、

に改め、同部快適森林環境創出

に、

会	合連合	木材組	岡山県	認定材ストック支	定額
会	合連合	木材組	岡山県	認定材ストック支	定額
会	合連合	木材組	岡山県	認定材ストック支	定額
会	合連合	木材組	岡山県	認定材ストック支	定額
会	合連合	木材組	岡山県	認定材ストック支	定額
会	合連合	木材組	岡山県	認定材ストック支	定額
会	合連合	木材組	岡山県	認定材ストック支	定額
会	合連合	木材組	岡山県	認定材ストック支	定額
会	合連合	木材組	岡山県	認定材ストック支	定額
会	合連合	木材組	岡山県	認定材ストック支	定額

を

造改革事業費補助金の項を削り、同部地域林業の担い手サポート事業補助金の項中「。ただし、二百万円を上限とする。」を「（前年度から継続して事業に取り組む場合は百五十万円、新規に事業に取り組む場合は二百万円を限度とする。）」に改め、同部ＣＬＴ等利用促進対策事業費補助金の項中

額	補助対象経費の四分の三以内又は定	額	補助対象経費の四分の三以内又は定
額	補助対象経費の四分の三以内又は定	額	補助対象経費の四分の三以内又は定
額	補助対象経費の四分の三以内又は定	額	補助対象経費の四分の三以内又は定
額	補助対象経費の四分の三以内又は定	額	補助対象経費の四分の三以内又は定
額	補助対象経費の四分の三以内又は定	額	補助対象経費の四分の三以内又は定
額	補助対象経費の四分の三以内又は定	額	補助対象経費の四分の三以内又は定
額	補助対象経費の四分の三以内又は定	額	補助対象経費の四分の三以内又は定
額	補助対象経費の四分の三以内又は定	額	補助対象経費の四分の三以内又は定
額	補助対象経費の四分の三以内又は定	額	補助対象経費の四分の三以内又は定
額	補助対象経費の四分の三以内又は定	額	補助対象経費の四分の三以内又は定

に改め、同部林業・木材産業構

保全再生・被害
跡地更新

9 ナラ枯れ被害
林再生（広葉樹
保全再生・被害
木探査）

備加速化・林業再生事業費補助金の項を次のように改める。

住宅建築におけるCLTの使用の促進による県産材の需要の拡大	木造住宅を供給する 業者 施工 業者	CLTで家づくり 支援事業	認定材ストック支援事業	定額
オリンピックに向けたCLTの供給体制を整えるための認証材及び認証ラミナの確保	岡山県木材組合連合会等			定額

に、同部森林整

森林・林業再生基盤づくり交付金事業費補助金	間伐材等の安定供給の確保、森林の整備及び保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展並びに木材産業の健全な発展及び木材利用の推進	市町、村、森林組合、林業者等の組織する団体等	1 高性能林業機械等の整備 2 森林づくり活動基盤の整備 3 コンテナ苗生産基盤施設等の整備 4 特用林産振興施設等の整備 5 木材加工流通施設等の整備 6 木造公共建築物等の整備	事業ごとに知事が定める額又は率
-----------------------	---	------------------------	---	-----------------

				7 木質バイオマス 利用促進施設 の整備	
--	--	--	--	-------------------------------	--

表農林水産部の部市町村提案型森づくり事業費補助金の項中「以内」の下に「。ただし、一市町村当たり五百万円を限度とする。」を加え、同部県産ヒノキ販路開拓支援事業費補助金の項中「二百五十万円」を「三百万円」に改め、同部造林事業補助金の項中「2については、補助基本額の十分の四以内」の下に「。ただし、1のうち市町村及び森林整備法人等が行うものにあつては、十分の五以内」を加え、同部おかやま元氣な森

2	緊急間伐
3	森づくり作業
4	道整備
5	搬出促進
6	多様な森づくりの推進
7	森林吸収源対策
8	森林吸収源対策加速化事業
9	間伐促進支援事業
10	低コスト再造林構築モデル事業

に、「及び4から6」を「2、5、6及び8」に、「4の」を「5の」に、「2及び3」を「3、4及び7」に、「2の」を「3の」に改める。

平成30年4月24日 岡山県公報 第11984号

◎岡山県告示第二百六十八号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成三十年度募集の要領は、次のとおりである。

平成三十年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者（ただし、応募の時点において高等学校又は中等教育学校に在学中の者を除く。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

平成三十年五月七日から同年七月四日まで

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

平成三十年七月七日から同月九日まで及び同月十一日のうち一日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定時期

1 平成三十年八月上旬から同年九月上旬までの間

2 平成三十一年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pc/o/okayama/>

◎岡山県告示第二百六十九号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理
理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成三十年四月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

二 講習日程

第一日 平成三十年十月一日
第二日 平成三十年十月二十二日
第三日 平成三十年十月二十九日

三 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	四時間
理容所の衛生管理	十四時間

四 講習会場の名称及び所在地

山陽新聞社

岡山県岡山市北区柳町二丁目一―一

五 講習予定人員

三十名

六 受講料

一万六千円

七 問い合わせ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所
広島県広島市中区紙屋町一―二―二七広島日興ビル六階
電話〇八二―二三六―一一五〇

◎岡山県告示第二百七十号

美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成三十年四月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

二 講習日程

第一日 平成三十年十月一日
第二日 平成三十年十月二十二日
第三日 平成三十年十月二十九日

三 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	四時間
美容所の衛生管理	十四時間

四 講習会場の名称及び所在地

山陽新聞社
岡山県岡山市北区柳町二丁目一一

五 講習予定人員

百七十名

六 受講料

一万六千円

七 問い合わせ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所
広島県広島市中区紙屋町一一二二七広島日興ビル六階
電話〇八二一二三六一一一五〇

〔三〇六〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成三十年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住 所		理事監
氏 名	氏 名					事の別
岸野 榮治	岸野 榮治	小田郡矢掛町里山田一七八三	一			理事
河上 遵二		〃	〃	〃	一一二一	〃
土屋 憲一	土屋 憲一	〃	〃	〃	二二九五	〃
土岐 孝次		〃	〃	〃	一三五八	〃
池田 道孝	池田 道孝	〃	〃	〃	一五九〇	〃
池田 政夫	池田 政夫	〃	〃	〃	一九六六	〃
池田 圭佑	池田 圭佑	〃	〃	〃	一七七四	〃
河上 伯		〃	〃	〃	二一八九	〃
渡邊 一		〃	〃	〃	五九六一	〃
	浅野 健一	〃	〃	〃	一二二一	〃
	齋木 功司	〃	〃	〃	一三三三	〃
	平野 英一	〃	〃	〃	二二三八	〃
	大森 巧	〃	〃	〃	五七七	〃
池田 匠		〃	〃	〃	一九三三	監事
長谷川勝史		〃	〃	〃	一四三二	〃
	渡邊 卓司	〃	〃	〃	三五〇	〃
	斎藤 完二	〃	〃	〃	一七八七	〃

平成30年4月24日 岡山県公報 第11984号

退任役員		就任役員		住 所		理事監
氏 名	氏 名	勝田郡奈義町上町川二五四	事の別			
赤座 美久	赤座 美久		理 事			
植月 平	植月 平	二八二				
浅野 智		九一九				
浅野 正治		八九〇―五				
木村 弘始		一二一四―一〇				
元番 裕		一三六三―六三				
岸本 要		一四四四				
浅野 元士		一〇〇五				
岸本 勉		一四五六				
木村 賢治		九四一				
浅野 一夫		九六四				
小田 澄子		一〇〇七―二				
		一二八五―一四	監 事			
木村 保						
浅野 晶子		七五〇				
		一三六五―一				
浅野 真佐子						
浅野 克己		九六五				

平成30年4月24日 岡山県公報 第11984号

〔二〇七〕次の建設業者の営業所の所在地を確知できないため、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、平成二十九年九月十九日付け公布岡山県公告（所在地不明の建設業者）でその事実を公告したが、同日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないので、同項の規定により、当該建設業者の許可を取り消した。

平成三十年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 商号又は名称

地盤改良工業株式会社

二 代表者の氏名

久保 彰

三 主たる営業所の所在地

岡山市北区北長瀬本町一三一五一

四 許可番号

岡山県知事許可（般一三七）第一五六九〇号

五 許可年月日

平成二十七年七月六日

六 処分の内容

建設業法第二十九条の二第一項の規定による次の建設業の許可の取消し

一般建設業のうち土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業

七 処分年月日

平成三十年四月二十三日

八 教示

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して三月以内に、岡山県知事に対して審査請求をし、若しくは同日から起算して六月以内に、岡山県（代表者岡山県知事）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができる。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して三月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年4月24日 岡山県公報 第11984号

〔二〇八〕次の建設業者の営業所の所在地を確知できないため、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、平成二十九年九月十九日付け公布岡山県公告（所在地不明の建設業者）でその事実を公告したが、同日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないので、同項の規定により、当該建設業者の許可を取り消した。

平成三十年四月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 商号又は名称

株式会社 Revolution

二 代表者の氏名

大林 潤也

三 主たる営業所の所在地

岡山市中区平井六―七―二八

四 許可番号

岡山県知事許可（般―二五）第二四一二三号

五 許可年月日

平成二十五年十一月二十日

六 処分の内容

建設業法第二十九条の二第一項の規定による次の建設業の許可の取消し

一般建設業のうちとび・土工事業、石工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業

七 処分年月日

平成三十年四月二十三日

八 教示

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して三月以内に、岡山県知事に対して審査請求をし、若しくは同日から起算して六月以内に、岡山県（代表者岡山県知事）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができる。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して三月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

〔二〇九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一四一―一三、一四一―一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市新田二四三〇―三コートビレッジD二〇一

上山 浩司

上山 久美子

三 許可番号

岡山県指令建指第三三八号

〔二一〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小田郡矢掛町中字神田六〇九―一、六一―一、六一二―一、六一五―一、六一六

―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

小田郡矢掛町矢掛三〇一八

矢掛町長 山野 通彦

三 許可番号

岡山県指令建指第二八四号

〔二一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井尻野字橋本一三九九―一、一三九九―二、一三九九―二地先水路、一三九九―三の一部道、一四〇〇―一、一四〇〇―二の一部水路、一四〇五、字河原田一六八四―一二、一六八四―一三、一六八四―一三地先道、字橋本一四〇〇―一地先から字河原田一六八〇―一地先まで道、字橋本一四〇〇―二地先から字河原田一六八四―一二地先まで水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市酒津一六二五―一

株式会社岡住情報センター

代表取締役 山田 雅一

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇一号

〔二二二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成三十年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井尻野字橋本一三九九―一、一三九九―二、一三九九―二地先水路、一三九九―三の一部道、一四〇〇―一、一四〇〇―二の一部水路、一四〇五、字河原田一六八四―一二、一六八四―一三、一六八四―一三地先道、字橋本一四〇〇―一地先から字河原田一六八〇―一地先まで道、字橋本一四〇〇―二地先から字河原田一六八四―一二地先まで水路

二 公共施設の種類

道路、公園、下水道、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市酒津一六二五―一

株式会社岡住情報センター

代表取締役 山田 雅一

五 許可番号

岡山県指令建指第二〇一号

〔二二三〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年四月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

岡山県教育委員会におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム

1 式

(2) 調達の内容等

入札説明書及び調達仕様書による。

(3) 納入期限

平成30年6月29日（金）

(4) 納入場所

加賀郡吉備中央町吉川7545－11

岡山県総合教育センター

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか調達仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成30年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第43号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 086-226-7538

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒716-1241 加賀郡吉備中央町吉川7545-11

岡山県総合教育センター総務課

電話 0866-56-9101

FAX 0866-56-9121

電子メールアドレス kyoikuse@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成30年4月24日（火）から同年5月23日（水）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

（1）の場所以て交付する。

（3）入札説明会

開催しない。

（4）入札参加申出手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を提出しなければならない。

ア 提出期間

平成30年4月24日（火）から同年5月23日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）

イ 提出場所

（1）の場所以に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5（2）イにおいて同じ。）

5 入札

（1）開札の日時及び場所

平成30年6月5日（火） 午後2時

加賀郡吉備中央町吉川7545－11

岡山県総合教育センター第2研修室

（2）入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が（1）の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印（封筒を二重とし，外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし，内側の封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）並びに 1（1）の件名及び（1）の日時を記載したものに限る。）をして，郵送等により，平成30年 6 月 4 日（月）の午後 5 時までに 4（1）の場所に提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第 8 号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金
財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項
4（4）の一般競争入札参加申出書等を提出した者は，契約担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

(2) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法
財務規則第137条第 1 項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他
詳細は，入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Microsoft Software License Programs for Education 1 set

(2) Delivery date :

By 29 June, 2018

(3) Delivery place :

Okayama Prefectural Education Center

(4) Time limit for tender :

2:00 PM 5 June, 2018

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Education Center,

7545-11 Yoshikawa, Kibichuo-cho, Kaga-gun, Okayama-ken, 716-1241,

Japan

TEL:0866-56-9101

〔二一四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年四月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

県立学校における電子計算機（ノート型パーソナルコンピュータ）借入 561式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 借入期間

平成30年9月1日から平成36年8月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を6年間借り受けるものとして算定したリース料総額の72分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成30年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第43号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

岡山県公報 第11984号 平成30年4月24日

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- ### 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
- 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
- 岡山県出納局用度課管理班
- 電話 086-226-7538
- ### 4 入札手続等
- (1) 入札説明書等の交付場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所
- 〒716-1241 加賀郡吉備中央町吉川7545-11
- 岡山県総合教育センター総務課
- 電話 0866-56-9101
- FAX 0866-56-9121
- 電子メールアドレス kyoikuse@pref.okayama.lg.jp
- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
- ア 交付期間

平成30年4月24日（火）から平成30年5月23日（水）まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を提出しなければならない。

ア 提出期間

平成30年4月24日（火）から同年5月23日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）

イ 提出場所

(1) の場所と同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)イにおいて同じ。）

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

平成30年6月5日（火） 午後3時

加賀郡吉備中央町吉川7545-11

岡山県総合教育センター第2研修室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印（封筒を二重とし，外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし，内側の封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）並びに 1（1）の件名及び（1）の日時を記載したものに限る。）をして，郵送等により，平成30年 6 月 4 日（月）の午後 5 時までに 4（1）の場所に提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第 8 号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金
財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項
4（4）の一般競争入札参加申出書等を提出した者は，契約担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法
財務規則第137条第 1 項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他
詳細は，入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :
Notebook type Personal Computer 561 Units

(2) Lease period :

From 1 September, 2018 through 31 August, 2024

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

3:00 PM 5 June, 2018

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Education Center,

7545-11 Yoshikawa, Kibichuo-cho, Kaga-gun, Okayama-ken, 716-1241,

Japan

TEL:0866-56-9101

◎岡山県企業局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、
浄水ケ－キの販売代金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成三十年四月二十四日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

一 委託した事務の内容

浄水ケ－キの販売代金に係る収納の事務

二 委託を受けた者の住所及び名称

倉敷市真備町市場二八七二―七

泉興産株式会社

三 委託を受けた事務を行う場所

倉敷市連島町西之浦五九一二―三 岡山県企業局西之浦浄水場内

倉敷市連島町鶴新田一二〇〇 岡山県企業局鶴新田浄水場内

四 委託の期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

平成30年4月24日 岡山県公報 第11984号

◎岡山県企業局公告第一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第
三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契
約の相手方を決定した。

平成三十年四月二十四日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

一 特定役務の名称

水島中央監視制御設備保守点検委託

二 契約期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県企業局総務企画課

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年三月二十三日

五 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所

広島県広島市中区袋町五番二五号

六 契約金額

四三、二〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、二〇〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

平成30年4月24日 岡山県公報 第11984号

◎岡山県人事委員会公示第二号

平成三十年度岡山県職員A採用試験を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十四日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
行 政	六十四名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。
化 学	四名	知事部局（本庁、県民局等）において、環境等に関する専門的業務に従事する。
衛 生	三名	知事部局（本庁、県民局等）において、食品衛生及び環境衛生の監視、指導等の専門的業務に従事する。
農 業	十名	知事部局（本庁、県民局、農林水産総合センター等）において、農作物の生産振興、農業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
土 木	五名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
農業土木	七名	知事部局（本庁、県民局等）において、農地農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
畜 産	五名	知事部局（本庁、県民局等）において、家畜及び畜産

電 気	建 築	林 業	
二名	三名	六名	
知事部局（本庁、出先事務所等）又は企業局（本局、発電総合管理事務所、工業用水道事務所等）において、電気設備、通信設備等に関する企画、設計及び施工管理、電気設備、通信設備等の運転及び保守管理等の専門的業務に従事する。なお、勤務場所によっては、深夜勤務、交替制勤務等の変則的な勤務を伴う場合がある。	知事部局（本庁、県民局等）において、建築、住宅、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。	知事部局（本庁、県民局等）において、治山事業等に関する企画、設計及び施工管理、林業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。	物の生産振興、畜産に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 昭和六十三年四月二日から平成九年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成九年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成三十一年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに

該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

試験区分にかかわらず、大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2) 専門試験

試験区分ごとに、それぞれ次の出題分野から択一式による筆記試験を行う。

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
衛生	公衆衛生看護学、水産利用学、応用微生物学、畜産一般、食品科学、物理・化学・生物、衛生、分析化学、有機化学、一般化学、生物有機化学等
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農

畜産	村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般等 家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日		平成三十年六月二十四日 (日曜日)	
試験会場		岡山会場	
		岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟	
		岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学工学部一号館	

2 第二次試験

東京会場		
明治学院大学白金キャンパス	東京都港区白金台一丁目二番三七号	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学工学部五号館

試験の期日	平成三十年七月二十一日（土曜日）から同月二十九日（日曜日）までのうち一日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）	試験会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎
-------	---	------	-----------------------------

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	第一次試験	発表の期日	平成三十年七月十一日（水曜日）	内容	合格者の受験番号
----	-------	-------	-----------------	----	----------

第二試験	平成三十年八月二十一日（火曜日）	合格者の受験番号
------	------------------	----------

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成三十一年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- (1) 平成三十年四月採用者（新卒者）の給料月額は一、九一、九〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階）に提出すること。
- 2 受験申込書は、平成三十年四月二十四日（火曜日）から同年五月二十五日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 3 インターネットによる受験申込みは、平成三十年四月二十四日（火曜日）から同年五月十八日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に登録された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県人事委員会公示第三号

平成三十年度岡山県警察行政職員A採用試験を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十四日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
警察行政職員A	四名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 昭和六十三年四月二日から平成九年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成九年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成三十一年三月三十一日までに卒業見込みの者

- イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者
- 2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

- (1) 教養試験

- 大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。
- (2) 論文試験
- 表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。
- (3) 適性検査
- 性格、心理等について検査を行う。
- 2 第二次試験
- 口述試験
- 集団面接及び個別面接により行う。
- 四 試験の期日及び試験会場
- 1 第一次試験

試験の期日		試験会場		
平成三十年六月二十四日 (日曜日)		岡山会場		
		岡山市北区津島中三丁目一番一号	岡山大学文・法・経済学部講義棟	
		岡山市北区津島中三丁目一番一号	岡山大学環境理工学部棟	
		東京会場	東京都港区白金台一丁目二番三七号	明治学院大学白金キャンパス

2 第二次試験	
試験の期日	試験会場
平成三十年八月十一日(土曜日)及び 同月十二日(日曜日)のうち一日(第 一次試験の合格者に対して、直接通知 する。)	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区 分	発 表 の 期 日	内 容
第 一 次 試 験	平成三十年七月十一日（水曜日）	合格者の受験番号
第 二 次 試 験	平成三十年八月二十一日（火曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

(1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登載する。

(2) 採用者は、任命権者（岡山県警察本部長をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成三十一年四月一日とする。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

(1) 平成三十年四月採用者（新卒者）の給料月額は一、九一、九〇〇円である。

(2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

2 受験申込書は、平成三十年四月二十四日（火曜日）から同年五月二十五日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、平成三十年四月二十四日（火曜日）から同年五月十八日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に登録された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。